

平成28年第3回八千代町議会定例会会議録（第4号）

平成28年9月14日（水曜日）午前10時24分開議

本日の出席議員

議長（9番）	大久保 武君	副議長（2番）	国府田利明君
1番	増田 光利君	3番	大里 岳史君
4番	廣瀬 賢一君	5番	大久保弘子君
6番	上野 政男君	7番	中山 勝三君
8番	生井 和巳君	10番	水垣 正弘君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

なし

---

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	教 育 長	高橋 昇君
会 計 管 理 者	秋葉三佐男君	秘 書 課 長	谷中 聰君
総 務 課 長	鈴木 一男君	企画財政課長	野村 勇君
税 務 課 長	相田 敏美君	町 民 課 長	塚原 勝美君
福祉保健課長	青木 喜栄君	生活環境課長	内山 博君
産業振興課長	渡辺 孝志君	都市建設課長	生井 俊一君
上下水道課長	柴森 米光君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高野 実君
教育次長兼 学校教育課長	鈴木 忠君	公 民 館 長 兼 生涯学習課長	青木 和男君
給食センター 所 長	青木 一樹君	総 務 課 参 事	生井 好雄君
企画財政課 参 事	中村 弘君		

---

議会事務局の出席者

議会議務局長 秋葉 松男 補 佐 小林 由実  
主 幹 田神 宏道

---

議長（大久保 武君） 引き続きご参集をくださいます。まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

#### 議 事 日 程 （第4号）

平成28年9月14日（水）午前9時開議

- 日程第1 認定第1号 平成27年度八千代町歳入歳出決算の認定について  
認定第2号 平成27年度八千代町水道事業決算の認定について  
請願第2号 教育予算の拡充を求める請願  
（各常任委員長報告、審議、採決）
- 日程第2 議第 1号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第3 議案第12号 八千代町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 閉会中の継続調査の件
- 閉 会

---

議長（大久保 武君） ここで、脱衣を許可いたします。

---

- 日程第1 認定第1号 平成27年度八千代町歳入歳出決算の認定について  
認定第2号 平成27年度八千代町水道事業決算の認定について  
請願第2号 教育予算の拡充を求める請願

議長（大久保 武君） 日程第1、認定第1号 平成27年度八千代町歳入歳出決算の認

定について、認定第2号 平成27年度八千代町水道事業決算の認定について、請願第2号 教育予算の拡充を求める請願を一括議題といたします。

本件につきましては、去る9月7日の本会議において関係常任委員会に付託してありますので、各常任委員会の審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会の審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

小島総務常任委員長。

(総務常任委員長 小島由久君登壇)

総務常任委員長(小島由久君) ただいま議長の指名をいただきましたので、総務常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、認定第1号中、平成27年度一般会計決算の歳入の全部と歳出の議会費、総務費、消防費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、民生費の一部であります。

当委員会は、委員4名出席のもと、去る9月8日、午前9時から第5会議室において、町執行部より関係課長等の出席を求め、それぞれ担当課長から詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました。

その結果、認定第1号中、平成27年度一般会計決算の歳入の全部と歳出の議会費、総務費、消防費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、民生費の一部については、全会一致で認定することに決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告申し上げましたが、議員各位のご賛同をお願いを申し上げ、報告といたします。

議長(大久保 武君) 次に、教育民生常任委員会の審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

中山教育民生常任委員長。

(教育民生常任委員長 中山勝三君登壇)

教育民生常任委員長(中山勝三君) ただいま議長のご指名をいただきましたので、教育民生常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、認定第1号中、一般会計決算の歳出の民生費、衛生費、教育費、総務費の一部、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、請願第2号 教育予算の拡充を求める請願についてであります。

当委員会は、去る9月8日、午後1時30分から役場4階会議室6において、委員5名出席のもと、教育長及び関係課長等の出席を求め、決算資料に基づき、項目ごとに担当課長等から詳細な説明を受け、慎重に審議をいたしました。

その結果、認定第1号中、一般会計決算の歳出の民生費、衛生費、教育費、総務費の一部、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算については、賛成多数で原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、請願第2号 教育予算の拡充を求める請願については、全委員異議なく、採択することに決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告申し上げますが、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（大久保 武君） 次に、産業建設常任委員会の審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

廣瀬産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 廣瀬賢一君登壇）

産業建設常任委員長（廣瀬賢一君） ただいま議長より指名がありましたので、産業建設常任委員会の審議の経過と結果について報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、認定第1号中、一般会計決算歳出の労働費、農林業費、商工費、土木費及び八千代中央土地区画整理事業特別会計決算、八千代町農業集落排水事業特別会計決算、八千代町下水道事業特別会計決算並びに認定第2号、八千代町水道事業決算についてであります。

当委員会は、9月8日、午後1時30分から役場4階会議室7において、委員4名並びに町執行部より産業振興課長、都市建設課長、上下水道課長、農業委員会事務局長、都市建設課参事、上下水道課参事の出席を求めて開催いたしました。

決算資料に基づき、それぞれ担当課長等から各項目について詳細な説明を受け、慎重に審議した結果、認定第1号中、一般会計決算歳出の労働費、農林業費、商工費、土木費及び八千代中央土地区画整理事業特別会計決算、八千代町農業集落排水事業特別会計決算、八千代町下水道事業特別会計決算並びに認定第2号、八千代町水道事業決算については、全員異議なく認定することに決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告

申し上げましたが、議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

議長（大久保 武君） 以上で各常任委員長の報告を終わります。

これより各委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、一般会計決算と国民健康保険特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算、介護保険特別会計決算について、反対の討論をさせていただきたいと思います。

一般会計決算についてです。安倍政権の構造改革路線のもとで、農協改革による農協の解体や医療・介護の一体改革、子ども・子育て支援制度など地方のあり方がさま変わりするような政策が次々と進められてきました。子ども・子育て支援制度では、保育料の値上げや施設の形態が変わり、事業者側の負担もふえており、目指していた保育が行えない状態だという声も上がっています。医療・介護一体改革では、70歳から74歳の窓口負担が1割から2割に引き上げられ、介護利用料の2割への引き上げ、介護事業者に支払われる介護報酬は2.27%引き下げられるなど国民にますます負担が重くのしかかってきています。政府は、社会保障のためとあって、消費税を増税しておきながら、社会保障費の自然増分5,000億円の削減に2年で1.6兆円の大企業への減税や5兆円に届く軍事費の拡大など国民の声を無視した路線を強行してきました。これによって、子どもの貧困はふえ、高齢者にとっても医療や介護が受けにくく、重症化する人もふえています。

そのような中で当町の2015年度予算執行は、子育て支援策は前進したものの、扶助費が28.3%減と、町民の暮らしに密着した予算は大きく減額となりました。子育て支援臨時給付金は2014年度は2,658万円でしたが、2015年度で859万円、臨時福祉給付金が2014年度では4,591万円でしたが、2015年度では2,225万4,000円など大きく削減されています。プレミアム商品券の発行事業3,986万211円など経済対策として行われましたが、

一時的な対策では町の活性化にはつながらないのではないかと思います。

また、マイナンバー制度に伴う予算は2,440万円組まれ実施されましたが、情報漏えいなど、さまざまな問題がある制度です。当町の申請は県内最低で、申請率わずか6.2%、通知カードの紛失などで再発行は79件にも及んでいます。多額の予算をかけて本当に安全に必要なものなのか疑問です。町税が2.8%減で、約7,000万円減収になっております。

町民の暮らしが困難になっており、担税力の低下をあらわしています。

収入未済額は1億4,286万216円、滞納件数は1万4,441件に上っています。生活に必要な年金や給料、預金通帳などの差し押さえは、全部で68件に及ぶということで、暮らしを支える収入まで差し押さえられたら生きてはいけないのではないのでしょうか。町民には町税や国保税の徴収強化を行う一方で、行政改革による歳出の削減で1億9,321万36円の不用額を生み出し、財政調整基金等に積み上げています。当町の財政調整基金は9億1,350万2,000円に上ります。当町の教育予算は県内でも最低レベルです。ほんの一部を取り崩すだけでも小中学校の入学準備支援金を7月ではなく、3月に繰り上げることができますし、もっと教育や福祉に活用すべきではないのでしょうか。町民の暮らしの悪化は、町税の減収にもつながり、歳出削減をさらに強化しなければならないという悪循環をもたらします。安倍政権の強行路線をそのままあらわしている決算内容ですので、反対をいたします。

次に、国保特別会計決算について述べさせていただきます。国保会計では1984年の法改正で、それまで50%だった国庫補助率が、2012年には22.8%まで減っており、その分保険料負担として国民に転嫁されました。そのため国保税が高騰し、支払い能力をはるかに超える負担が全国各地で大問題となっています。2015年6月現在、当町では医師国保、歯科医国保を除けば、1人当たりの保険税が10万2,024円、県内で6番目となっています。高過ぎる国保税で多くの町民が苦しんでいます。2015年度の滞納件数は6,594件、短期保険証の発行、保険証が普通に使えなくて、一時的な保険証になるわけですが、その発行は28年3月31日現在で993件、滞納世帯175世帯、資格証明書発行、保険証がもらえない方です。が8件、4世帯となっており、給料や年金、通帳、そのほかの差し押さえが町税も合わせて68件となっております。給料や年金など生活費まで差し押さえられたら、生活はしていけないのではないのでしょうか。

2015年度から保険財政共同化事業の対象が1点1円となり、2014年度に比較すると237.8%、9億6,851万9,000円が共同安定化事業に拠出されています。これは国保の財政

運営主体を都道府県単位に移すためです。保険税を平準化し、現在国保税を総体的に低く抑えている市町村では、値上げが起きます。国は国保の県単位化に向け、多くの自治体の影響を少なくするとして、調整交付金を交付しました。1人当たり5,000円の財政支援となるとして、当町にも5,310万395円の支援金が交付されていますが、町民に対する値下げには使われず、国保の一般財源として使われました。また、一般会計からの繰り入れを少なくしていくとの国の指示とは逆に、2014年度の一般会計からの繰り入れに比べ、3,778万3,814円増の2億1,815万5,814円に上っています。広域化して本当に町民の保険税は安くなるのでしょうか。誰もが安心して払い、医療も受けられるよう国庫補助率を引き上げ、国保を持続可能な制度に変えるべきではないでしょうか。

以上の理由で国保特別会計決算に反対いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計決算についてです。高齢者を75歳という年齢で線引きする制度で、高齢者の医療切り捨てを狙ったものです。政府は社会保障のためと言いながら、消費税8%への増税を強行、高齢者の暮らし悪化が進んでいます。制度は2年ごとに保険料が値上げされる仕組みになっており、高齢者の負担はますますふえております。2015年度の滞納額は91万3,150円になっており、支払いが困難になっていることをあらわしています。特に年金1万5,000円以下の高齢者のうち553件が納付書が行ったきりになっているということです。75歳以上の高齢者を別枠でくくり、高い保険料と窓口負担を強いるもので、高齢者を医療から締め出す、この会計には反対いたします。

最後に、介護保険特別会計決算について述べさせていただきたいと思います。安倍政権は、大企業や大金持ちには減税、軍事費を増大する中で、社会保障費自然増分3,000億円から5,000億円削減するという構造改革路線による医療・介護一体改革を強行しました。介護分野では、保険料の大幅引き上げ、施設に対する介護報酬は2.27%引き下げ、サービスは大きく削る。真に国民いじめの路線です。政府は2015年4月から要支援1、2を介護保険から外し、行政が主体の新総合事業に移行するとして、2017年度4月から実施に向けて各自治体が体制づくりをしています。新総合事業によるこれまで全国一律で1割の負担で介護サービスが受けられていたものが、サービスの内容、人員、運営、単価など統一基準がなくなるため、自治体ごとにサービスがばらばらになり、低下してしまいます。実際に現時点で町の訪問調査の結果、新規認定251人、更新認定708人、変更112人で、2016年3月時点、要支援1、2合わせて190人ですが、そのうち新総合事業に移行する人は80人おられるとのこと。要支援1、2からほかのサービスに移行することに

なっているということです。2017年度から事業がスタートすれば、さらにこれまでの要支援1、2に該当するような方たちもほかのサービスに切りかえられることは目に見えています。介護が必要だから、窓口に相談に行く方がほとんどだと思います。ボランティアやNPO、民間企業などに安い費用でサービスを肩がわりさせ、これまでは専門員からサービスを受けていた多くの方が安心して介護が受けられなくなるのではないのでしょうか。「保険あって介護なし」の状況がますます広がっていきます。

また、高い保険料で滞納件数は729件、滞納額672万4,347円になっています。2015年度決算では、介護給付準備基金として2,000万円が積み立てられ、2014年度分と合わせれば1億1,372万円になっております。介護保険料の引き下げに活用すべきではないでしょうか。また、国の社会保障費をふやし、誰もが安心して受けられる制度に切りかえるべきです。

以上の理由で介護保険特別会計決算に反対いたします。

以上です。

議長（大久保 武君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「いや、反対です」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） はい。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） ただいま各委員長から報告された決算についての内容で、私につきましては、教育予算における中で一中でのいわば校舎建設がなされてきました。また、今、東中が校舎建設をなされて、今完成に近づきつつあります。

そういう中で、一中の年度はさかのぼりますけれども、一中の工事中において、いわば死亡事故が生じました。その予算内で処理している中で、しかし現実に八千代町においては、その死亡事故があったにもかかわらず、いろんな県からの経緯とか、いろんな中から、また業者からも聞こえてきたことですが、八千代は指名停止をしないのか、そのまま進めていくのかというふうな話が出てきておりました。

加えて、このいわば指名停止というものは、ある人はこのようなことを申し上げました。県が指名停止したいのに、町ができないのではないかと、こういうふうな話がありましたけれども、私の知り得るところでは、当該予算を組んで執行した八千代の地方自治体であるこの八千代町が出したいわば請負契約についての事故その他については、八



千代町が指名停止をしないと、いわば県では指名停止できないのだと、こういうふうな話があったようでございます。

そういう中で、八千代町はそのまま続行されてきたわけでありましてけれども、私が今問題にしているのは、今、東中が間もなく完成に、先日も教民委員会で見てきましたけれども、立派な校舎ができ上がってきております。しかしながら、現実には平成27年4月1日から28年の3月31日までの予算の中で、東中に対するいわばこの3億6,000万円の予算がこの中に、決算の中にあるわけですがけれども、私が申し上げたいのは、鈴縫・高塚JVが事故を起こして、そして指名停止も受けずに、この校舎が建築が連綿と進んでいると。加えてあろうことか、東中の工事請負の指名業者の中でも鈴縫・高塚JVが指名されて、今その工事が行われているわけでありましてけれども、私はこの法的にどうであるかはいずれとしても、私はこの市町村の長のとるべき一つの建設行政のあり方について、これらのことから私は疑念を持って、この予算が消化されたことについて反対をしたいと思っております。

議長（大久保 武君） 次に、賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

では、14番、湯本直議員。

（14番 湯本 直君登壇）

14番（湯本 直君） 現在上程されております議案の審査でございますが、これは皆さんご案内のとおり、私も監査委員をしています、毎月監査をしています。その監査については、いろいろ指摘することもできて、行政の効果というものがあるわけですが、今提案されている審査については、数字的に問題がなければ別にいいという判例が出ています。

そういう観点から、今反対討論をしている討論の趣旨は私は当てはまらなないと、こういうふうに思いますので、ぜひひとつこの議案を認定していただくように私からお願いをいたしまして、賛成討論にしたいと思います。

以上です。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

この採決は起立により行います。

最初に、認定第1号を採決いたします。

認定第1号 平成27年度八千代町歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(大久保 武君) 起立多数です。

よって、認定第1号 平成27年度八千代町歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号を採決いたします。

認定第2号 平成27年度八千代町水道事業決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(大久保 武君) 起立多数です。

よって、認定第2号 平成27年度八千代町水道事業決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、請願第2号 教育予算の拡充を求める請願を採決いたします。

請願第2号に対する教育民生常任委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 異議なしと認めます。

よって、請願第2号 教育予算の拡充を求める請願については、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

---

日程第2 議第1号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について

議長(大久保 武君) 日程第2、議第1号 教育予算の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案については、全員協議会において説明済みでありますので、朗読及び提案理由を省略し、直ちに質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから議第1号 教育予算の拡充を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、議第1号 教育予算の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第12号 八千代町教育委員会教育長の任命につき同意を求めること  
について

議長（大久保 武君） 日程第3、議案第12号 八千代町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（総務課参事 生井好雄君朗読）

議長（大久保 武君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第12号 八千代町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、新教育長の任期は3年となります。また、新教育長の任命につきましては、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するものとなっております。

今回提案いたしましたのは、高橋昇氏が9月30日をもって任期満了となりますので、新教育長に赤松治氏を任命したく提案するものであります。

赤松治氏は、教職員として32年間の実績に加え、人格、識見ともに申し分なく、教育長として適任者であると考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

本件は人事案件でありますので、質疑の際は十分ご留意願います。

質疑ありませんか。

14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） 教育委員会の教育長の選任は、以前は教育委員会の互選で選任されたわけですが、町長が教育長を任命できる、しかも議会の同意さえ得れば任命できるという法律に変わったわけですが、これはこの法律はいつできて、いつから施行できるようになったのか、わかる範囲で結構だから、ご答弁をお願いしたいと思います。

議長（大久保 武君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 鈴木 忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木 忠君） 14番、湯本議員のご質問にお答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律につきましては、施行期日が平成27年4月1日となっております。よろしく願いいたします。

（「これ法律第何号だい」と呼ぶ者あり）

教育次長兼学校教育課長（鈴木 忠君） 湯本議員さんの質問にお答えいたします。

法律第何号ということでございますが、平成26年法律第76号でございます。

議長（大久保 武君） ほかに質疑ございませんか。

11番、小島由久議員。

11番（小島由久君） 教育長の問題でございますが、今現在、赤松治さんは八千代一中の校長として勤務されているわけですが、そういう現職であって、教育長に任命するということに対しての理由を説明していただきたいと思います。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 先ほど提案理由の中で人格、識見とも優秀ということでございまして、長年、32年間やっていたということでございまして、現職でも任命して、過去

鈴木教育長も古河の高校の教頭をやっておられるときのそういう経過をたどってきたかと思うのですが、現職であれ、ここで議決いただければ、直ちに学校のほうは退職ということでございます。そういうわけで、ご賛同をお願いしたいということでございます。現職ということでございます。県の教育委員の指導主事もやっております、また60歳前ということで脂のちょうど乗って、八千代のこれからの教育長にふさわしい方と私は確信してここに提案した次第でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（大久保 武君） 2番、国府田利明議員。

2番（国府田利明君） 質疑をいたしたいというふうに思います。

先ほど小島議員のほうから教育長の選任についてのことがあったわけですが、先ほど町長のほうの答弁の中で、現職の中学校の校長だということでございます、その中で選任というふうな形になるわけですが、この八千代一中の後任というのは、現段階でめどが立っているのかどうかということをお察しするところで結構でございますので、答弁を願ひたいと思います。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 内々で県の教育長のほうと連絡をとっております。ここで議決されれば退職という形でありまして、直ちに県のほうで新しい校長の辞令が交付される予定にはなっております。

議長（大久保 武君） ここで、生井和巳議員より推薦の言葉について申し出がありましたので、許可をいたします。

8番、生井和巳議員。

（8番 生井和巳君登壇）

8番（生井和巳君） 議長の許可が出ましたので、教育長の任命につき地元議員として赤松氏を推薦したく発言をいたします。

ただいま上程されました議案第12号 八千代町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、町長からの提案理由の説明で、赤松治氏は人格、識見ともに高潔であり、教育長としての適性は申し分ないということでご推薦をいただいているわけですが、私地元の議員を代表してご推薦申し上げたいと思います。

赤松治氏につきましては、昭和54年3月に専修大学を卒業され、茨城八千代農協に入られました、教職の道を選択され、昭和59年4月に古河第五小学校講師に採用、昭和

61年5月に教諭となりました。その後、並木中学校教頭、八千代第一中学教頭を経て、平成21年4月から3年間指導主事として八千代町教育委員会に勤務されました。現在は、八千代第一中学校校長として学校経営に当たられるとともに、八千代町教育研究会長や県西地区英語教育研究部長、結城郡小中学校体育連盟会長としても、教育の向上に精力的に取り組んでおられます。

以上のとおり、赤松治氏は人格、識見ともに立派で、教育長として最適任と考えておりますので、私からご推薦を申し上げ、推薦の言葉といたします。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

議長（大久保 武君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 八千代町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 八千代町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、八千代町議会先例にのっとり、八千代町教育委員会教育長に任命することといたしました赤松治さんをご紹介します。

赤松治さんの入場を許可いたします。

（赤松 治氏入場）

議長（大久保 武君） 赤松治さん、登壇願います。

（赤松 治氏登壇）

（赤松 治氏） ただいまご紹介いただきました赤松治でございます。このたびは私を教育長という立場にお選びいただきまして、本当にありがとうございます。高橋教育長が残した偉大なる業績や職責を一身に引き受ける立場となり、改めて教育長という重責を痛感するとともに、身の引き締まる思いでございます。

私は、八千代一中に教頭として1年、八千代町教育委員会に指導主事として3年、八

千代一中の校長として2年6カ月、八千代町には6年6カ月お世話になりました。この間多くの生徒たちとともに学び、同僚、先輩に育てられ、さらには多くの保護者、そして地域の方々に支えられて、育てていただきました。私にとっては感謝以外の言葉が見つかりません。今、教育長というその責任の重大さに、私にそのような大任が務まるのか不安を感じておりますが、この八千代町で育てていただいた恩返しという意味でも、今後も皆さんのお力添えをいただきながら、より広い視野に立って八千代町のさらなる教育の充実、発展のために一生懸命努力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

議長（大久保 武君） 以上で赤松治さんの紹介を終わります。

赤松治さん、退場願います。

（赤松 治氏退場）

---

#### 動議の提出

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） はい。

13番（大久保敏夫君） 動議を提出。

議長（大久保 武君） 賛成者ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 何名ですか。この動議に賛成者は。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 何の動議ですか。何の。

（「動議は何の動議よりも日程に追加しろよ、まず」「その後提案します」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 暫時休憩します。

（午前11時17分）

---

議長（大久保 武君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

（午前11時36分）

---

#### 日程の追加

議長（大久保 武君） ただいま大久保敏夫議員から大久保司町長辞職勧告決議の動議が提出されました。

お諮りいたします。大久保司町長辞職勧告決議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについてご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることを決定いたしました。

ここで、地方自治法第117条の規定に準じ、大久保司町長の退席を求めます。

（町長 大久保 司君退場）

---

#### 追加日程第1 大久保 司町長辞職勧告決議

議長（大久保 武君） 追加日程第1、大久保司町長辞職勧告決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大久保敏夫議員。

（「済みません」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） はい。

5番（大久保弘子君） 今、そういう案件が議題として上りましたけれども、その内容について、これ全然手元にないのですが、これがないとちょっと。

議長（大久保 武君） 今から議案を配付させます。

（職員配付）

議長（大久保 武君） 追加日程第1、大久保司町長辞職勧告決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

（「議長、いいですか」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） はい。

（「今配付されたのだと、八千代町議会と書いてある。大久保敏夫議員と違うのか。議会でこれをやるんだけど、議会でいいのかな、これ書いてあるんだけど」と呼ぶ者あり）

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 議長の許可がありましたので、提案というか、この辞職勧告案



に対する理由を申し上げたいと思います。

この辞職勧告案というものを提出するに当たっては、非常に大きな問題であると。また、重大な議案を提案したのだという意識を十二分自分自身が持ち得て今発言をさせていただきます。

この辞職勧告案につきましては、私のいわばお手元にもありますように、町長におけるいわばこの過去における議会、4 たびにわたる中で私が一般質問等で取り上げたいわば個人情報保護法における中での町長の守秘義務違反についてであります。

(何事か発言する者あり)

13番(大久保敏夫君) 俺が発言しているのだから、やめてくれる。

(「ちょっと待ってよ。この勧告決議案、辞職勧告決議となっているこの書類のことで、八千代町議会でこの辞職勧告をするというふうに関心はあっても、これちょっと間違っているんじゃないの」「これは議長よ、議会だけじゃなく、議会有志一同なら有志一同に変更しろ」「議会議員全員が辞職勧告をするようになっている」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 議会で諮るので、いいのです。

(「事務局のあれだ。局長、発言しろよ」と呼ぶ者あり)

議会事務局長(秋葉松男君) いいですか。

議長(大久保 武君) はい。

議会事務局長(秋葉松男君) これは八千代町議会、この議場で諮りますので、議会ということになっていますので、賛成者は上にある議第2号の八千代町議会の中のこの方たちが賛成という形ですね。それ以外の方は賛同していないということになるわけなのですけれども。

(「書式の問題が」「考え方の違いがある」と呼ぶ者あり)

議会事務局長(秋葉松男君) 様式としてはこれで大丈夫です。

(「事務局が言っているのは、まずいからな。これは誤解を招く。

これは議会有志一同だよ」と呼ぶ者あり)

13番(大久保敏夫君) よろしいですか。私は立っているの。

(「事務局が絶対間違いないと言うんだから、それでいい」と呼ぶ者あり)

13番（大久保敏夫君） 間違いないと言うのだよ。

（何事か発言する者あり）

議長（大久保 武君） はい、どうぞ。

13番（大久保敏夫君） 議長がそのまま続行ということなので、改めて申し上げます。

個人情報保護法における中の町長による守秘義務の違反行為について、私は今回の動議を出させていただいて、辞職勧告案を提出させていただきます。

理由等におきましては、今までにおいて、町長はみずから個人情報保護法を条例化しておきながら、私、大久保敏夫の個人情報を八千代町議会議員、国府田利明氏に漏えいして、その事実を議会において証拠に基づいて、いわば証拠というのは、国府田議員の証言あるいはまたテープ等による中に基づいて追及するも、4度の会期のたびに漏らしていないとの答弁は、虚偽の答弁であったと私は認識しております。明らかに守秘義務違反の犯罪行為を見逃すことはできません。

そして、3月議会や6月議会、9月の議会においても、3月の議会で知り得た情報等においては知ったと申し上げましたけれども、その3月に知った情報については、何のことも知ったのかと再度尋ねても、黙として語りませんでした。これ自体も私は大きな犯罪であると、こう思っております。また、このこと自体は、この答弁そのものが議会に対する冒瀆であると私は考えております。

また、ここに至る苦渋の私の選択においても、私を除く複数の議員においても、個人情報が漏れているその確たる証拠も幾つか見ております。

加えてこのようなこととなりますと、八千代町の町民に対する個人情報も飲んだときか何かの会合か、あるいはまた何かの時を経てその時々八千代町町民の個人の情報が漏れているというふうには言わざるを得ない。そして、これも一つの大きな私もこの町長辞職勧告案に対する理由に入りますけれども、この漏えい事件での発言をしたこの事実を本人が忘れていないかという私は疑念を持っている。忘れていないこととなりますと、これだけの重要な個人情報を忘れていて、漏らしていない、漏らしていないと言ったとするならば、町長の職務が遂行できない不適格な人格に今なっているのではないかと私は言わざるを得ないと思うわけであります。

このような理由をもちまして、以上のことから町長に対する辞職勧告案の理由とするものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

5番、大久保弘子議員。

(「賛成の討論か、反対の討論か」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 賛成ですか、反対ですか。討論。

(何事か発言する者あり)

5番(大久保弘子君) 質疑というか、意見というか、そこをちょっと意見を言わせていただきたい。よろしいでしょうか、意見として。意見はよろしいでしょうか。

議長(大久保 武君) はい。

5番(大久保弘子君) では、意見を言わせていただきたいと思います、私の立場から。

今、大久保敏夫議員のこの辞職勧告決議案に対する説明が……

(「事務局、意見を言うというなら、意見を言うのは登壇席でやらずにダメだよ、今は討論なのだから。質疑だともいいが、意見を言うのは、向こう」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) では、こちらでやってください。では、前で。

(「意見を述べるのなら登壇してやって」と呼ぶ者あり)

5番(大久保弘子君) 意見はですね。はい。

(「質疑、討論は違うべよ。はっきりして」「賛成討論なら、その賛成討論先にやったら、賛成討論をやって、それから反対討論へ行く」「賛成ではなくて、質疑だっぺよ」「誰に質疑するの、俺に質疑するの」と呼ぶ者あり)

5番(大久保弘子君) では、ちょっとそのことに関しては。

(「賛成討論を先に許可しろよ」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 賛成討論ありますか。

2番、国府田利明議員。

(2番 国府田利明君登壇)

2番(国府田利明君) ただいま議長の許可をいただきましたので、この八千代町長に

対する辞職勧告決議案につきまして、私は賛成の立場から討論をしたいというふうに思います。

この個人情報保護条例というもの、漏えいに対して、2014年12月の議会の会期中に産業建設委員会が午前9時から行われたわけですが、その後、終了後に秘書課に寄りまして町長室へ別件の用事がありまして、民生委員のことでお伺いをしたところ、その際、大久保敏夫議員の税金の金額、またその具体的なことを私は全く聞いていなかったのですが、町長みずから漏えいしてきたことは間違いがなく、私が証明をいたします。

また、これらの行為というのは、私一人ではなく、町長から直接そういった漏えいのことを聞いたという町民と証明はあります。これらは間違いなく八千代町個人情報保護条例の違反であります。さらには地方公務員法にも当たる可能性のある重大なことだと思います。

以上のことから、この辞職勧告決議案に対して賛成の立場から討論とさせていただきます。議員各位の皆様のご賛同をお願いを賜りまして、討論といたします。

議長（大久保 武君） 次に、反対者の討論はありますか。

14番、湯本直議員。

（14番 湯本 直君登壇）

14番（湯本 直君） ただいま議題になっていますこの町長の辞職勧告案について反対の討論をしたいと思います。

これは皆様も既にいろいろご承知のとおり、日本国の憲法というのは、昭和21年11月3日に当時の吉田茂総理大臣が内閣時代につくった日本国憲法にもあるように、憲法のいわゆる31条には、「何人も法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又は刑罰を科すことができない」と、あるいは32条で「何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪われない」と、こういうふうに書いてあるわけでございます。言った、言わない、いわゆるこの個人情報保護法違反だという考えですが、私から言うと、個人であり、非常にこの名誉が傷つけられたということであれば、三権分立の現在の日本の制度から見ると、個人がいわゆる法廷闘争をするのが一番望ましいことだと、こういうふうに考えていますので、以上私は辞職勧告案については反対をいたしますので、よろしくひとつお願い申し上げます。

以上です。

議長（大久保 武君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

この採決は起立によって行います。

大久保司町長辞職勧告決議に対し、賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（大久保 武君） 起立少数です。

よって、大久保司町長辞職勧告決議は、否決されました。

大久保町長の入場を許可いたします。

（町長 大久保 司君入場）

議長（大久保 武君） 大久保町長に申し上げます。

ただいまの大久保町長に対する辞職勧告決議は、否決されました。

---

#### 日程第4 議員派遣の件

議長（大久保 武君） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり決定した  
と思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり決定いたしました。

---

#### 日程第5 閉会中の継続調査の件

議長（大久保 武君） 日程第5、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長及び八千代町行政組織設置条例検討特別委員長より別紙のとおり報告がありましたので、委員長の報告のとおり閉会中の継続調査と決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定いたしました。

---

議長(大久保 武君) 以上で本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

ここで、高橋教育長より本議場で退任の挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

高橋教育長、登壇願います。

(教育長 高橋 昇君登壇)

教育長(高橋 昇君) ただいま議長の許可がありましたので、今月30日末をもって退職しますが、その退職のご挨拶をこの場をおかりしてお話ししたいと思います。よろしくお願います。

平成15年12月19日に教育長拝命を受けました。以来12年と9カ月間、議会の皆さんには多大なご指導とご鞭撻をいただき、大過なく務めることができました。心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、執行部の一員として町長さんのもと、歴代の助役、副町長を初め課長さん方との連携をとり、やりがいを持って勤務できたことを感謝申し上げます。

それでは、議員さん方のますますのご発展と八千代町のさらなるご発展をご祈念申し上げます。退任の挨拶といたします。本当にありがとうございました。(拍手)

議長(大久保 武君) 高橋教育長、長い間大変お疲れさまでした。

ここで、町長より挨拶したい旨の申し出がありましたので、許可いたします。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 平成28年第3回議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶をさせていただきます。

議員各位には開会以来、本日まで9日間にわたり慎重なるご審議を賜り、ありがとうございました。

本定例会の認定審査でございますが、145億6,600万円余りの認定をいただきまして、さらに各会計の予算等の重要案件をご審議いただき、厚く御礼申し上げます。また、町勢発展のため、ご同慶の至りであります。審議過程における慎重なるご意見、ご要望につきましても、真摯に受けとめ、細部の行政執行に当たりまして、反映していく所存でございます。今後とも第5次総合計画が滞りなく完成されますよう全力を傾注してまいります。

終わりに、議員各位の限りないご発展とご健勝、ご多幸をご祈念いたしまして、簡単

であります、お礼の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

議長（大久保 武君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

去る9月6日の開会以来、本日までの9日間にわたり、議員各位におかれましては慎重審議をいただき、本日をもって閉会の運びとなり、まことにありがとうございました。

町長を初め執行部の方々におかれましても、審議に当たり終始ご協力いただき、ありがとうございました。

また、今回の審議の過程で各議員からの意見、要望を十分に尊重され、今後の行政運営に反映されますよう強く要望いたします。

結びに、皆様のご健康とご活躍をご祈念申し上げ、平成28年第3回八千代町議会定例会を閉会といたします。

(午後 零時03分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 大 久 保 武

署 名 議 員 大 久 保 弘 子

署 名 議 員 上 野 政 男